

平成 30 年度 沖縄県相談支援従事者初任者研修 募集要項

1 研修目的

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するため、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術、困難事例の支援方法等について学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質向上を図る。

2 主催

一般社団法人沖縄県社会福祉士会

※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

3 受講対象者

- ・ 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に従事しようとする者

【相談支援専門員を配置しなければならない指定事業所】

一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、重度障害者等包括支援

【サービス管理責任者を配置しなければならない指定事業所等】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、共同生活援助、障害者支援施設

【児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定事業所】

- ・ 指定障害児通所支援事業に係るもの

児童発達支援（児童発達支援センターであるものも含む）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

- ・ 指定障害児入所支援に係るもの

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- ・ 申込みは現在勤務する事業所からの推薦を原則とします。現在勤務する事業所以外の推薦の場合は、申請書に詳細を記載して下さい。また、事業所の推薦のない場合も、個人での申し込みとして申し込みをお受けします。

(※) 平成 24 年度に本研修を修了し、昨年度末までに相談支援従事者現任研修を修了していない方は、改めて本研修（5日課程）の修了が必要です。

4 研修課程、各課程の対象者及び日程

- ・ 「相談支援専門員」として従事しようとする者は5日課程を受講すること。
- ・ 「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者は2日課程を受講すること。
※5日間課程は、相談支援専門員として従事しようとする者のみ希望すること。

課程	対象者	日程	会場
2日課程	<u>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする者等</u>	平成 30 年 7 月 19 日(木)～7 月 20 日(金)	浦添市てだこホール (大ホール)

課 程	対 象 者	日 程	会 場
5日課程 (前半:2日間)	指定相談支援事業において <u>相談支援専門員</u> として従事しようとする者、相談支援に関する資質向上を目的とする者等	平成30年7月 19日(木)~7 月20日(金)	浦添市てだこホール (大ホール)
(後半:3日間)		<A日程> 平成30年8月 29日(水)~8 月31日(金)	浦添市てだこホール (市民交流室)
		<B日程> 平成30年10月 2日(火)~10 月4日(木)	浦添市てだこホール (市民交流室)

5 募集定員

- ・ 2日課程 : 360名程度
- ・ 5日課程 : 240名程度

※ 受講申込者多数の場合は、選考を行うことがある。

- 6 受講料 2日課程受講者は、13,000円
 5日課程受講者は、24,000円

7 受講申込み方法

(1) 申込先

- ・ 6/1(金) 12:00~申し込みを開始します。
- ・ 以下のホームページから電子申請によりお申し込みください。
一般社団法人沖縄県社会福祉士会 (URL : <http://www.ocsw.or.jp/>)

(2) お問い合わせ先

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-135-1 くしぼるビル207
「一般社団法人沖縄県社会福祉士会 相談支援従事者初任者研修」 係
TEL : 098-943-4249 FAX番号 : 098-943-5249

申込期限 平成30年6月19日(火) 午後3:00 (期限厳守)

8 受講者の決定

選考の上、研修実施先の一般社団法人沖縄県社会福祉士会から受講可否の連絡を行う。7/5(木)までに受講可否通知が届かなければ、沖縄県社会福祉士会までご連絡下さい。

9 修了証の授与

各研修課程を修了した者に修了証書を交付する。なお、研修欠席者（研修開始から30分以上の遅刻者を含む）には修了証を発行しない。

10 事前課題の提出について（5日課程受講者のみ）

5日課程の受講決定者は、演習で使用するため、別途「事前課題」を提出すること。「事前課題」については受講決定者に対して別途通知する。

11 個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡、名簿等の作成のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しない。

12 研修受講時の留意事項

受講決定後に研修課程（2日課程、5日課程）の変更は認めない。5日課程については、A日程及びB日程の選択ができるが、各日程の応募状況により調整することがある。日程については各自、受講決定通知書にて確認すること。本要項の内容、研修受講の目的を検討してから受講を申し込むこと。

13 研修受講時の留意事項

- (1) 研修期間中の欠席者および研修開始から30分以上の遅刻者には修了証書は発行できません。その場合でも、既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。
 - (2) 研修当日は午前・午後ともに出席を確認しますので、所定の受付場所で必ずチェックをお願いします。確認が取れない場合、修了証を発行できない場合がありますのでご注意ください。
 - (3) 次に該当する者は、受講を取り消しますので、ご注意ください。
 - ① 研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者
 - ② 学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にもかかわらず改善されない者
- 例) ア 居眠り、おしゃべりをする。
イ 携帯電話・スマートフォンの使用を続ける。
ウ 研修中に電話で抜け出す。
エ 演習の時間に、その演習に加わろうとしない。
オ やる気がないと公言する。
- (4) 災害時等により研修が中止になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議した上で、受講者に通知いたします。